

企業への優遇措置のご案内

上富良野町では、企業の立地を促進するため、町内に工場等の新增設を行う場合に雇用助成、固定資産税の免除等、借入金の利子助成などの優遇を行っています。

●対象となる工場等

工場等の種類	対象となる要件	優遇措置の内容
工場 試験研究施設 観光事業施設 従業員宿舍 その他産業振興施設	A ●企業立地促進法に基づく承認企業立地計画に従って取得した土地・建物・構築物の取得価額2億円超※1（一部業種は5千万円※2）	■雇用助成 増加した常時雇用者に対して1人あたり年間15万円を3年間助成（上限額は1千万円）
	B ●投下固定資産2千5百万円以上 ●常時雇用者3人以上増	
工場	C ●投下固定資産（土地を除く）8百万円超 ●指定地域（工業地域等）内	■借入金の利子助成（B Bのみ） 借入額の1/2に対する利子を5年間助成 （利率の上限は2.5%、借入額の上限は5千万円）
	D ●生産設備新增設3百万円以上 ●小規模工場（常時雇用する従業員数が20人以下）	

※1 製造業（※2を除く）、情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業（※2を除く）、機械器具卸売業（※2を除く）、自然科学研究所

※2 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業

以上のほか、工場等の用地の造成及び公共性のある道路、排水、上下水道などに対する援助協力を受けることができます。

ご相談・手続きの問い合わせ先

上富良野町役場産業振興課商工観光班 0167-45-6983